

(2) 継続学習への取組状況

[土木一式、法面処理及びアスファルト舗装]

申請日前5年間 (H28.12.1~R3.11.30) にCPDSの取得単位数の合計が100ユニット以上
・・・10点 [土木施工管理継続学習制度・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会]

[建築一式]

過去5年間 (H28~R2年度) にCPDの取得単位数の合計が50単位以上

[建築士会継続能力開発制度・(一社) 島根県建築士会]

又は、過去5年間 (H28~R2年度) に建築施工管理CPDの取得単位数の合計が20単位以上
・・・10点 [(一財) 建設業振興基金]

(3) 新技術の登録状況 [土木一式、法面処理及びアスファルト舗装のみ]

○「しまね・ハツ・建設ブランド」への登録・・・5点

(4) 技術者(技能者)の在籍状況 [法面処理、アスファルト舗装のみ]

常勤として雇用が確認できる者を加点

[法面処理]

① 法面施工管理技術者

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

② グランドアンカー施工士

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

③ 地すべり防止工事士

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

④ のり面ノズルマン

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

[アスファルト舗装]

① 舗装施工管理技術者(1・2級)

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

② 大型特殊免許保有者

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

③ 車両系建設機械運転技能講習修了者

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

(5) 施工機械の保有状況 [法面処理、アスファルト舗装のみ]

機械を売買契約したもの。又は、長期リース契約したものを加点

[法面処理]

① 種子吹付機械

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

② モルタル吹付機械

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

③ 鉄筋挿入施工機械(削孔機械)

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

④ グランドアンカー施工機械(ロータリーパーカッション)

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

[アスファルト舗装]

① アスファルトフィニッシャー

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

② モーターグレーダー

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

③ タイヤ・マカダムローラ

保有台数・・・ 4点/1台 [5台・20点を上限]

【社会性】

(6) 障がい者雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況（「しまねゆめいくカンパニー」の認定要件を準用）

但し、加点の上限は15点

- ①雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない
・・・▲10点
- ②雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している
・・・0点
- ③雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している
・・・15点
- ④雇用義務のない者が障がい者を1名雇用している
・・・7点
- ⑤雇用義務のない者が障がい者を2名以上雇用している
・・・15点

[土木一式、建築一式及びアスファルト舗装のみ]

- ⑥複数の障がい者就労支援事業所等からの購入金額が120万円/年以上の者
・・・10点
- ⑦複数の重度障がい者多数雇用事業所等からの購入金額が600万円/年以上の者
・・・10点

(7) 子育て・女性支援

○子ども・女性みまもり運動の登録事業者のうち、申請日前の3年間（H30.12.1～R3.11.30）に運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者・・・3点

(8) 労働安全対策

- ①建設業労働災害防止協会に加入し、申請日前の3年間（H30.12.1～R3.11.30）に同協会の現場安全パトロールに参加実績がある者・・・5点
- ②申請日前の3年間（H30.12.1～R3.11.30）に上記協会が実施する「安全衛生教育研修」のうち指定する研修（下記の8項目）の受講実績・・・1講座、1名受講につき2点 [最大10点]
 - ・ 職長及び安全衛生責任者教育
 - ・ 建設業職長のためのリスクアセスメント
 - ・ 新総合工事業者のためのリスクアセスメント
 - ・ 足場の組立等作業主任者能力向上教育（定期）
 - ・ 現場管理者統括管理講習
 - ・ 車両系建設機械（整地等）運転業務従事者安全衛生教育（定期）
 - ・ 建設業等における管理者のための熱中症予防教育
 - ・ 職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）

(9) 建設業労働者の福利向上

以下の4項目を全て取り組んでいる者・・・5点

- ① 建設業退職金共済事業への加入・履行
- ② 退職一時金制度を導入又は加入
- ③ 企業年金制度を導入又は加入
- ④ 法定外労働災害補償制度に加入

(10) 次世代育成支援

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、こっころカンパニー認定
但し、加点の上限は6点

- ① 策定義務のある雇用主が行動計画を策定していない
・・・▲5点
- ② 策定義務者が行動計画を策定+こっころカンパニー認定
・・・2点
- ③ 策定義務のない者が行動計画を策定
・・・2点
- ④ 策定義務のない者が行動計画を策定+こっころカンパニー認定
・・・4点
- ⑤ **過去3年間 (H30~R2年度)** にプレミアムこっころカンパニー知事表彰を受賞した企業
・・・6点

(11) 女性の活躍促進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、しまね女性の活躍応援企業登録
但し、加点の上限は6点

- ① 策定義務のある雇用主が行動計画を策定していない
・・・▲5点
- ② 策定義務者が行動計画を策定+しまね女性の活躍応援企業登録
・・・2点
- ③ 策定義務のない者が行動計画を策定
・・・2点
- ④ 策定義務のない者が行動計画を策定+しまね女性の活躍応援企業登録
・・・4点
- ⑤ **過去3年間 (H30~R2年度)** にしまね女性の活躍応援企業知事表彰を受賞した企業
・・・6点

【地域貢献】

(12) 雇用の確保（若年者雇用及び継続雇用）

- ① 申請日前の**3年間 (H30.12.1~R3.11.30)** に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続雇用
・・・6点/1名 [5名・30点を上限]
- ② 平成**31・32 (~R3)** 年度名簿に新規雇用者として加点を行った者の2年以上の継続雇用
・・・5点/1名 [5名・25点を上限]
- ③ 平成**29・30年度名簿**に若年者の雇用として加点され、平成**31・32 (~R3)** 年度名簿に継続雇用した者について、建設業法に係る主任技術者になれる資格及び経営事項審査で加点項目となる登録経理士試験1・2級を取得（実務経験は除く）
※ 対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格（例：2級施工管理技術者は1級施工管理技術者を取得、1級施工管理技術者は他の主任技術者になり得る資格）を取得した場合に加点
・・・5点/1名 [5名・25点を上限]

(13) 除雪業務 [土木一式、アスファルト舗装のみ]

- **過去3年間 [H31 (R元)年度~R3年度]** のうち、2カ年以上の契約実績がある場合
・・・20点
- **過去3年間 [H31 (R元)年度~R3年度]** のうち、1カ年で契約実績がある場合
・・・10点

(14) 防災対策

- ① 県と防災協定を締結している団体に加盟 . . . 20点
- ② 県と家畜伝染病発生時の対応について対策協定を締結した団体に加盟 . . . 10点
- ③ 上記団体の未加盟者が県の要請により災害時の緊急対応を実施 . . . 10点
- ④ 各市町村が認定する消防団協力事業所 . . . 5点

[建築一式のみ]

- ⑤ 「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」に登録 . . . 10点
- ⑥ 「島根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用
. . . 5点/1名 [2名・10点を上限]
- ⑦ 「島根県被災住宅応急復旧相談員」を常勤として雇用
. . . 5点/1名 [2名・10点を上限]

(15) ボランティア活動

- 「ハートフルしまね」に登録し、過去3年間 [H30年度～R2年度] に2回以上（但し、道路美化作業のみの場合は4回以上）の活動 . . . 5点

(16) 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動

- 社会教育課所管の「学校支援企業等」に登録し、申請日前の3年間 (H30.12.1～R3.11.30) に小中高生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、担い手確保に資する活動（3年間に1回以上）を行ったものに加点 . . . 5点

【減点】

(17) 行政処分

平成31年4月1日～令和3年11月30日までに以下の処分を受けた者を減点
なお、この減点適用期間は令和6年3月31日までとする。

- ① 他業種の許可の取消処分 . . . ▲30点
- ② 営業停止処分 . . . ▲20点
- ③ 指示処分 . . . ▲10点

(18) 指名停止措置

平成31年4月1日～令和3年11月30日までに島根県からの指名停止措置を受けた者をその期間により減点

なお、この減点適用期間は令和6年3月31日までとする。

- 指名停止措置期間 . . . ▲5点/2週間（1ヶ月の場合は▲10点となる）
- ※ 指名停止理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の2倍とする . . . ▲10点/2週間（2ヶ月の場合は▲40点となる）

【特例措置】

1. 若年者（29才以下）の雇用に対する取り扱いについて

○ 若年者（29才以下）の雇用の加点については、特例措置として名簿の有効期間内（令和4～6年度）の追加申請受付時に、下記（※①～③）に該当する者の申請があった場合、総合点数及び格付けの見直しを行う。

ただし、申請時に加点上限に達している場合は申請できない。

※① 申請日以降に年齢が29才以下のものを新たに雇用し、かつ、常勤として継続雇用
・・・ 6点/1名 [5名・30点を上限]

※② 平成31・32（～R3）年度名簿に新規雇用者として加点された者で、令和4～6年度名簿申請時に継続雇用年数が2年に満たなかった者が継続雇用年数2年を超えた場合

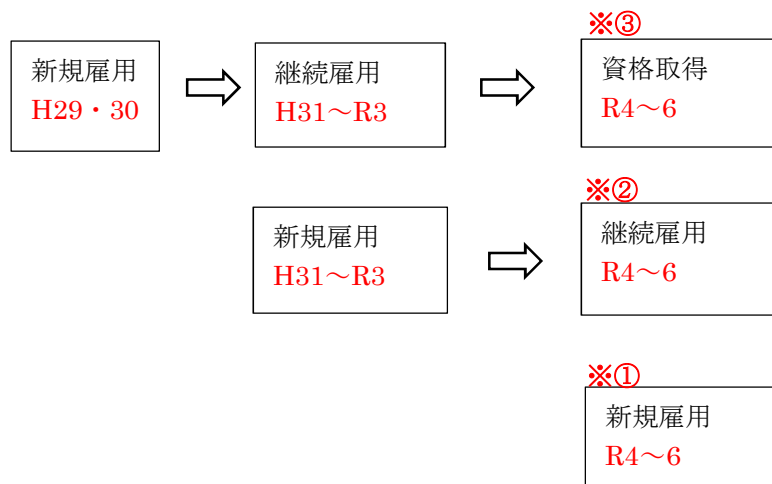
・・・ 5点/1名 [5名・25点を上限]

※③ 平成29・30年度名簿に若年者の雇用として加点された者が、新たな資格を取得した場合

・・・ 5点/1名 [5名・25点を上限]

※追加受付時期（予定）：令和4年4月、令和4年8月、令和5年1月、令和5年8月、令和6年1月、令和6年8月

（モデル）※追加申請が可能な項目



2. 法面処理工事・アスファルト舗装工事の施工機械の取り扱いについて

○法面処理・アスファルト舗装の施工機械の加点については、特例措置として名簿の有効期間内（令和4～6年度）の追加申請受付時に、新たに加点対象のものを新規購入若しくは新規で長期リースを行った旨を確認出来る書類を提出し、申請があった場合、1台当たり4点の加点を認め、総合点数及び格付けの見直しを行う。

※追加受付時期（予定）：令和4年4月、令和4年8月、令和5年1月、令和5年8月、令和6年1月、令和6年8月

令和4～6年度 入札参加資格名簿 特別点数 加点項目 一覧表

分類	No	項目	概要	加点の考え方	加点対象項目				土木一式		建築一式		法面処理		アスファルト舗装	
					土木一式	建築一式	法面処理	アスファルト舗装	配点	配分	配点	配分	配点	配分	配点	配分
技術力	1	工事成績評点	県発注工事の評定点 土木一式、法面処理、アスファルト舗装：3年間平均(H30～R2年度) 建築一式：5年間平均(H28～R2年度)	平均点を計算式にて点数を決定	○	○	○	○	△30～350 (80点の場合 平均150点)		△30～350 (80点の場合 平均150点)		△30～350 (80点の場合 平均150点)		△30～350 (80点の場合 平均150点)	
	2	継続学習CPD	土木施工：CPDS取得単位100ユニット/申請日前の5年間(H28.12.1～R3.11.30) 建築士：CPD50単位 / 過去5年間(H28～R2年度) 建築施工管理：CPD20単位 / 過去5年間(H28～R2年度)	所定のユニット数により加点	○	○	○	○	10		10		10		10	
	3	しまねハツ建設ブランド登録状況		登録の有無により加点	○				5				5		5	
	4	技術者(技能者)の 在籍状況	法面施工管理技術者 グランドアンカー施工士 地すべり防止工事士 のり面ノズルマン 舗装施工管理技術者保有人数(1級・2級) 大型特殊免許所有者 車両系建設機械運転技能講習修了者	在籍人数により加点 ただし、10人が上限 (1点/1名)			○	○	(365点) 165点 47%		(360点) 160点 44%		(485点) 285点 66%		(455点) 255点 61%	
	5	機械の保有状況	種子吹付け機械 モルタル吹付機械 鉄筋挿入施工機械(削孔機械) グランドアンカー施工機械(ロータリーパーカッション) アスファルトフィニッシャー モーターグレーダー タイヤ・マカダムローラー	機械の保有台数により加点 ただし、5台が上限 (4点/1台)			○	○					20		20	
社会性	6	障がい者雇用	雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない 雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している 雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上を雇用している 雇用義務のない者が障がい者を1名雇用している 雇用義務のない者が障がい者を2名以上雇用している 複数の障がい者就労支援事業所等からの購入金額が120万円/年以上の者 複数の重度障がい者多数雇用事業所等からの購入金額が600万円/年以上の者	各項目の条件に合致した場合に加点か減点	○	○	○	○	△10 0 15 7 15 10 10		△10 0 15 7 15 10 10		△10 0 15 7 15 10 10		△10 0 15 7 15 10 10	
	7	子育て・女性支援 (見まもり運動)	子ども・女性見守り運動の実施協力を登録した事業所のうち、運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者 (申請日前の3年間:H30.12.1～R3.11.30)	条件に合致した場合に加点	○	○	○	○	3		3		3		3	
	8	労働安全対策 (災害防止協会加盟)	建災防に加入し、協会の現場安全パトロール参加実績証明 (申請日前の3年間:H30.12.1～R3.11.30) 安全衛生教育研修(8項目)の受講実績 (申請日前の3年間:H30.12.1～R3.11.30)	実績が確認できれば加点 受講実績により加点ただし、5講座が上限 1講座1名受講につき2点	○	○	○	○	5 10	50点 14%	5 10	50点 14%	5 10	50点 12%	5 10	50点 12%
	9	建設業労働者の福利向上	(建退共加入、退職金制度導入、企業年金加入、法定外労災加入)の4項目をすべて実施	4項目すべての加入状況が確認できれば加点	○	○	○	○	5		5		5		5	
	10	次世代育成支援 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定、こころ カンパニー認定	策定義務がある雇用主が行動計画を策定していない 策定義務者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 策定義務のない者が行動計画を策定 策定義務のない者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 プレミアムこころカンパニー知事表彰を受賞した企業(過去3年間:H30～R2年度)	各項目の条件に合致した場合に加点か減点	○	○	○	○	6		6		6		6	
11	女性の活躍促進 女性活躍推進法に基づく一般事業主 行動計画の策定、しまね女性の活躍 応援企業登録	策定義務がある雇用主が行動計画を策定していない 策定義務者が行動計画を策定+しまね女性の活躍応援企業登録 策定義務のない者が行動計画を策定 策定義務のない者が行動計画を策定+しまね女性の活躍応援企業登録 しまね女性の活躍応援企業知事表彰を受賞した企業(過去3年間:H30～R2年度)	各項目の条件に合致した場合に加点か減点	○	○	○	○	6		6		6		6		
地域貢献	12	雇用の確保(若年者雇用及び継続雇用)	申請日前の3年間(H30.12.1～R3.11.30)に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続雇用 平成31・32(～R3)年度名簿に新規雇用者として加点を行った者の継続雇用 平成29・30年度名簿に新規雇用者として加点され、平成31・32年度名簿に継続雇用した者について、新たな資格を取得	常勤として認められた場合加点 ただし、5名が上限(6点/1名) 継続雇用が確認できた場合に加点 ただし、5名が上限(5点/1名) 資格取得が確認できた場合に加点 ただし、5名が上限(5点/1名)	○	○	○	○	30 25 25		30 25 25		30 25 25		30 25 25	
	13	除雪業務	過去3年間(R元～R3年度)の契約実績	契約実績にて加点	○			○	20						20	
	14	防災協定(県防災、家畜伝染協定締結)	・県と防災協定締結している団体に加盟 ・県と家畜伝染病発生時の対応対策協定の締結した団体に加盟 ・上記団体に未加入者が県の要請より災害時の緊急対応を実施 ・各市町村が認定する消防団協力事業所 「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」に登録 「島根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用 「島根県被災住宅応急復旧相談員」を常勤として雇用	加盟が認められる場合に加点 20点 加盟が認められる場合に加点 10点 実施状況が認められる場合に加点 10点 条件に合致した場合に加点 5点 登録が確認できた場合に加点 10点 1名/5点 ただし、2名が上限 1名/5点 ただし、2名が上限	○	○	○	○	30	140点 39%	30	150点 42%	30	95点 22%	30	115点 27%
	15	ボランティア活動(ハートフルしまね)	過去3年間(H30～R2年度)に2回(ただし道路美化活動は4回)以上	活動実績で加点	○	○	○	○	5		5		5		5	
	16	建設産業の中長期的担い手確保に資する活動	「学校支援企業等」に登録し、小中高生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、担い手確保に資する活動を行ったもの(申請日前の3年間:H30.12.1～R3.11.30)	条件に合致(3年間に1回以上)した場合に加点	○	○	○	○	5		5		5		5	
	17	行政処分	直近3年間(H31.4.1～R3.11.30)において許可取り消し・営業停止・指示処分がある場合	直近3年間 処分を受けたものを減点	○	○	○	○	△30～△10		△30～△10		△30～△10		△30～△10	
法令遵守	18	指名停止措置	直近3年間(H31.4.1～R3.11.30)において指名停止措置を受けた期間	直近3年間 指名停止措置を受けたものを減点	○	○	○	○	△10		△10		△10		△10	
									合計 355点		合計 360点		合計 430点		合計 420点	